

菊池川水系河川整備計画
学識者懇談会及び住民説明会
意見集（暫定版）

平成23年6月

菊池川河川事務所

はじめに

菊池川水系河川整備計画の策定にあたり、平成23年3月9日に菊池川水系河川整備計画学識者懇談会を設立し、3月9日、5月13日、6月20日と延べ3回にわたる委員会と、各委員からは、個別に治水、利水、環境、歴史・文化のそれぞれのテーマについて事前に意見交換の場を持って頂き、河川整備計画の内容や事業を進める上で留意することなど貴重な意見を頂きました。

また、流域6会場での地域住民説明会の開催、30箇所の意見箱設置及びホームページでの意見募集など地域住民からの数多くの意見を頂きました。

本資料は、学識者や地域住民から頂いた貴重なご意見について、これから事業を進めるにあたり我々河川技術者が必携とすべき資料集としてとりまとめました。今後とも頂いたご意見を糧として日々の技術研鑽を心がけ技術力の向上に努めていきます。

この資料集は、今回策定する菊池川河川整備計画の事業が完了するまで引き継いで参ります。

最後に菊池川水系河川整備計画学識者懇談会委員長を努めて頂きました下津先生をはじめ委員各位に心より感謝申し上げます。

菊池川河川事務所 職員一同

目 次

学識者懇談会編 1

- ・設立趣旨 2
- ・菊池川学識者懇談会 委員名簿 3
- ・菊池川学識者懇談会 規約 4
- ・菊池川学識者懇談会のこれまでの経緯 5
- ・意見の集約方法(学識者懇談会) 6
- ・これまでの主な意見(整備計画(案)へ反映する意見) 7
- ・意見(整備計画(案)へ反映されている意見) 13

住民説明会編 31

- ・住民説明会の開催経緯及び、意見聴取方法 32
- ・意見の集約方法(住民説明会) 33
- ・整備計画全般に関する意見(整備計画(案)へ反映されている意見) 34
- ・地元要望に対する回答(案) 整理中

編会談者識学

設立趣旨

平成9年の河川法改正に伴い、河川管理者は、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」を定めることとなり、菊池川水系においては、平成20年3月26日に「菊池川水系河川整備基本方針」が策定されました。

また、基本方針に沿って今後概ね30年間の具体的な河川整備の目標や内容を示す「河川整備計画」を定めることとなりました。

河川整備計画(案)の策定にあたり、河川法第16条の2第3項に規定する趣旨にもとづき、河川整備計画の原案について学識経験者等からご意見を聴く場として「菊池川学識者懇談会」を設置するものです。

(参考)

河川法第16条の2第3項

河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

菊池川学識者懇談会 委員名簿

(敬称略 五十音順)

氏 名	分 野	所 属・役 職
いだ たかのり 井田 貴志	公共経済学	熊本県立大学総合管理学部 教授
いまえ せいち 今江 正知	植物生態学	熊本記念植物採集会 名誉会長
おおもと てるのり 大本 照憲	河川環境、危機管理	熊本大学工学部 教授
きむら りろう 木村 理郎	歴史・文化	(元)山鹿市立博物館 館長
さとう ちよし 佐藤 千芳	植物	(有)熊本植物研究所 代表
しもつ まさし 下津 昌司	河川工学	(元)熊本大学工学部 教授
はなたに りょうすけ 花谷 良助	水利	(元)熊本県土地改良事業団体連合会 常務理事
ばば けいじ 馬場 敬次	漁業	熊本大学 名誉教授
ふじい のりゆき 藤井 法行	魚類(淡水)	(元)阿蘇青峰高校 教諭
わたなべ えいふみ 渡邊 榮文	行政学	熊本県立大学総合管理学部 教授

菊池川学識者懇談会 規約

(名称)

第1条 本会は、「菊池川学識者懇談会」(以下「懇談会」という。)と称する。

(目的)

第2条 懇談会は、菊池川水系河川整備計画の案を策定するにあたり、河川法第16条の2第3項に規定する趣旨に基づき、学識経験者としての意見を集約することを目的とする。

(組織等)

第3条 懇談会は、国土交通省九州地方整備局長が設置する。

2 懇談会の委員は、菊池川流域に関し、学識経験を有する者のうちから、国土交通省九州地方整備局長が委嘱する。

3 懇談会の委員の任期は、河川整備計画(案)の策定までとする。

(懇談会の成立)

第4条 懇談会は委員総数の3分の2以上の出席をもって成立する。

(委員長)

第5条 懇談会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は懇談会の運営と進行を総括し、懇談会を代表する。

(公開)

第6条 懇談会は原則公開とする。公開方法について必要な場合は懇談会で定める。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局は、国土交通省九州地方整備局菊池川河川事務所に置く。

(規約の改正)

第8条 懇談会は、この規約を改正する必要があると認めるときは、委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行うものとする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会において定める。

(附則)

この規約は、平成23年3月9日より施行する。

菊池川学識者懇談会のこれまでの経緯

①第1回 菊池川学識者懇談会平成23年3月9日開催

- ・主な事業個所の視察
- ・菊池川水系河川整備計画(原案)の概要



第1回学識者懇談会



第1回学識者懇談会



第2回学識者懇談会

②第2回 菊池川学識者懇談会平成23年5月9日開催

- ・菊池川水系河川整備計画(原案)説明
- ・委員(事前説明)からの意見
- ・住民説明会等の開催状況及び意見報告
- ・菊池川改修事業における事業再評価について

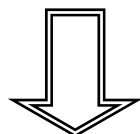
③第3回 菊池川学識者懇談会平成23年6月20日開催

- ・学識懇談会及び住民意見の集約について
- ・学識者懇談会の意見について
- ・住民意見について
- ・菊池川改修事業の再評価について

意見の集約方法(学識者懇談会)

学識者懇談会等でのご意見

河川整備計画(原案)を修正する意見



河川整備計画(原案)を修正

治水

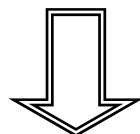
利水

環境

歴史・文化

4項目に分類

河川整備計画(案)に反映されている意見



意見集としてとりまとめ

治水

利水

環境

歴史・文化

4項目に分類

※今後の事業推進において活用していく

これまでの主な意見(整備計画(案)へ反映する意見)

<利水>

- ①原案P28において、菊池川の水利用は農業用水と発電用水で97%となっているのか。発電用水は二重に評価されているのではないか。
- ②原案P28において、“昔から水源に乏しく地下水により農業が営まれていた”ではなく、“地下水に依存する農業”といった表現が妥当である。

菊池川水系河川整備計画(原案)

2. 2. 1 河川水の利用

(1)河川水の利用の現状

菊池川の水利用は、ほとんどが農業用水・発電用水であり、全体の約97%を占めています。

農業用水は、中流部の菊鹿盆地や菊池台地地区、下流部の玉名平野地区において主に水稻等に利用されており、かんがい面積は約11,000haに及びます。

特に、菊池台地地区は阿蘇火砕流堆積物等により形成された台地状の土地のため、昔から水源に乏しく地下水により農業が営まれていたことから、安定した水源への転換が求められていました。

菊池川水系河川整備計画(案)

2. 2. 1 河川水の利用

(1)河川水の利用の現状

菊池川の水利用は、水利権量のほとんどが農業用水・発電用水であり、全体の約97%を占めています。

農業用水は、中流部の菊鹿盆地や菊池台地地区、下流部の玉名平野地区において主に水稻等に利用されており、かんがい面積は約11,000haに及びます。

特に、菊池台地地区は阿蘇火砕流堆積物等により形成された台地状の土地のため、地下水(湧水含む)に依存する農業が営まれていたことから、安定した水源への転換が求められていました。

整備計画(原案)内容の時点修正

<流域の社会的状況>

原案P11「(5)交通体系」を時点修正

菊池川水系河川整備計画(原案)

(5) 交通体系

広域交通網としては、九州縦貫自動車道をはじめ、国道3号、国道208号等の道路や、JR鹿児島本線の鉄道が整備されています。これらの基幹交通は流域内の移動のみならず、九州の主要都市である福岡市、熊本市、鹿児島市等を結ぶ広域移動の重要な役割を果たしています。

また、九州新幹線が平成23年3月に**完成予定**であり、菊池川流域内の玉名市に新玉名(しんたまな)駅が**新設予定**です。



菊池川水系河川整備計画(案)

(5) 交通体系

広域交通網としては、九州縦貫自動車道をはじめ、国道3号、国道208号等の道路や、JR鹿児島本線の鉄道が整備されています。これらの基幹交通は流域内の移動のみならず、九州の主要都市である福岡市、熊本市、鹿児島市等を結ぶ広域移動の重要な役割を果たしています。

また、九州新幹線が平成23年3月に**完成し**、菊池川流域内の玉名市に新玉名(しんたまな)駅が**新設されました**。



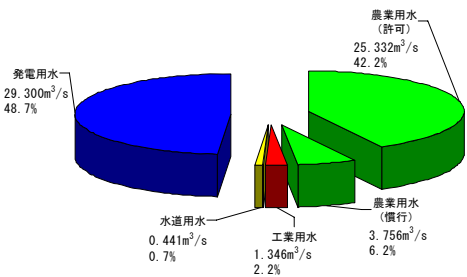
整備計画(原案)内容の時点修正

<利水>

原案P29「表2.2.1 菊池川における水利権一覧表」を時点修正

菊池川水系河川整備計画(原案)

【水利権量内訳】



【件数内訳】

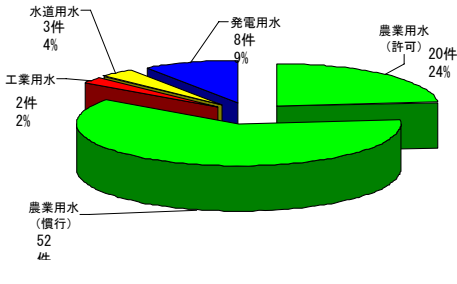
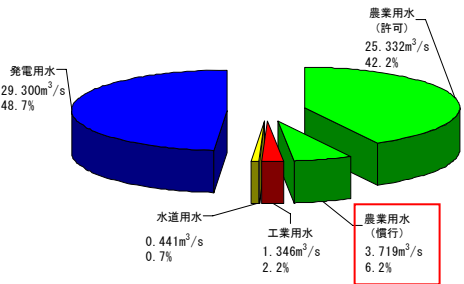


図2.2.1 菊池川における水利権

菊池川水系河川整備計画(案)

【水利権量内訳】



【件数内訳】

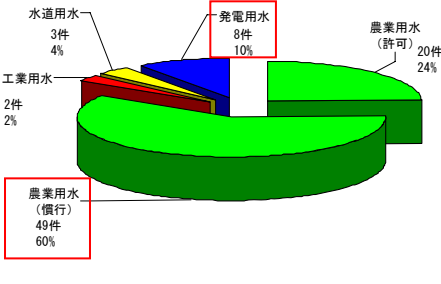


図2.2.1 菊池川における水利権

□ : 変更箇所

整備計画(原案)内容の時点修正

<利水>

原案P29「表2.2.1 菊池川における水利権一覧表」を時点修正

菊池川水系河川整備計画(原案)

表2.2.1 菊池川における水利権一覧表

【菊池川水系】

水利使用目的	件数	水利権量 (m ³ /s)	かんがい面積 (ha)	備考
農業用水	許可	20	25.332	9455.1
	慣行	52	3.756	1577
	合計	72	29.088	11032.1
工業用水	許可	2	1.346	-
水道用水	許可	3	0.441	-
発電用水	許可	8	29.3	-
合計	85	60.175	11032.1	最大出力約16,000kw

※発電用水の件数には、竜門ダムにおける管理用発電は含んでいない。
 ※水利権に関する数値については、平成22年1月末時点の数値である。
 ※農業用水の慣行水利権の件数及びかんがい面積については、菊池川河川事務所への届け出書による記載である。
 ただし、水利権量については、届け出書による申請値のみの記載である。

菊池川水系河川整備計画(案)

表2.2.1 菊池川における水利権一覧表

【菊池川水系】

水利使用目的	件数	水利権量 (m ³ /s)	かんがい面積 (ha)	備考
農業用水	許可	20	25.332	9,455.1
	慣行	49	3.719	1,572.7
	合計	69	29.051	11,027.8
工業用水	許可	2	1.346	-
水道用水	許可	3	0.441	-
発電用水	許可	8	29.300	-
合計	82	60.138	11,027.8	最大出力約16,000kw

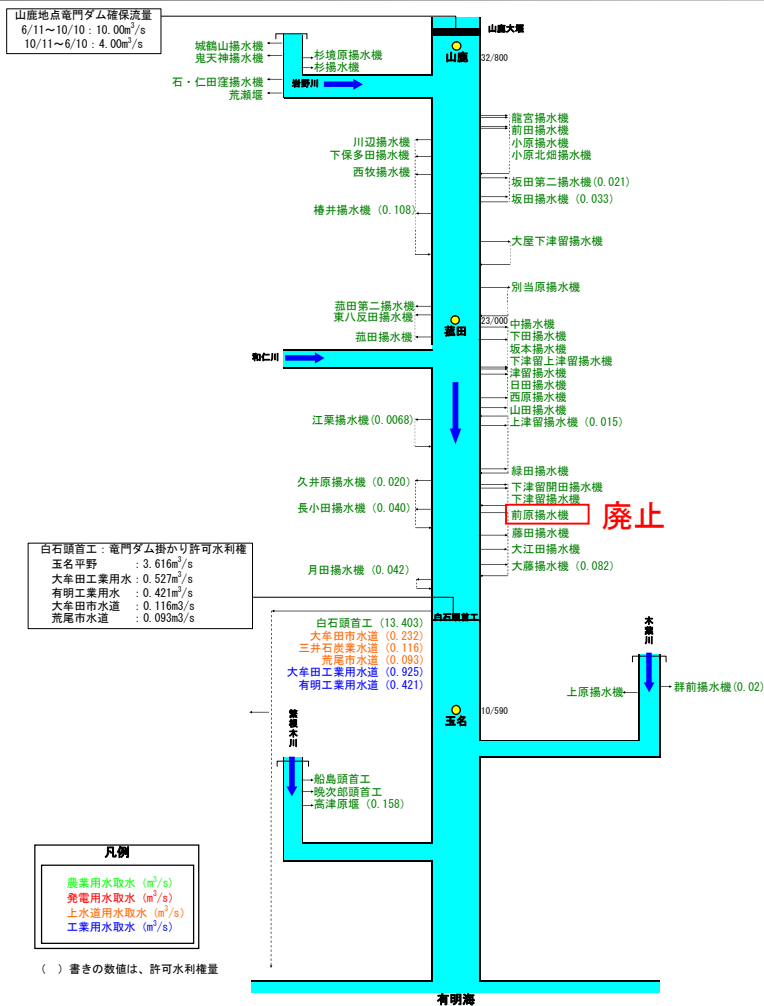
※発電用水の件数には、竜門ダムにおける管理用発電は含んでいない。
 ※水利権に関する数値については、平成23年5月末時点の数値である。
 ※農業用水の慣行水利権の件数及びかんがい面積については、菊池川河川事務所への届け出書による記載である。
 ただし、水利権量については、届け出書による申請値のみの記載である。

整備計画(原案)内容の時点修正

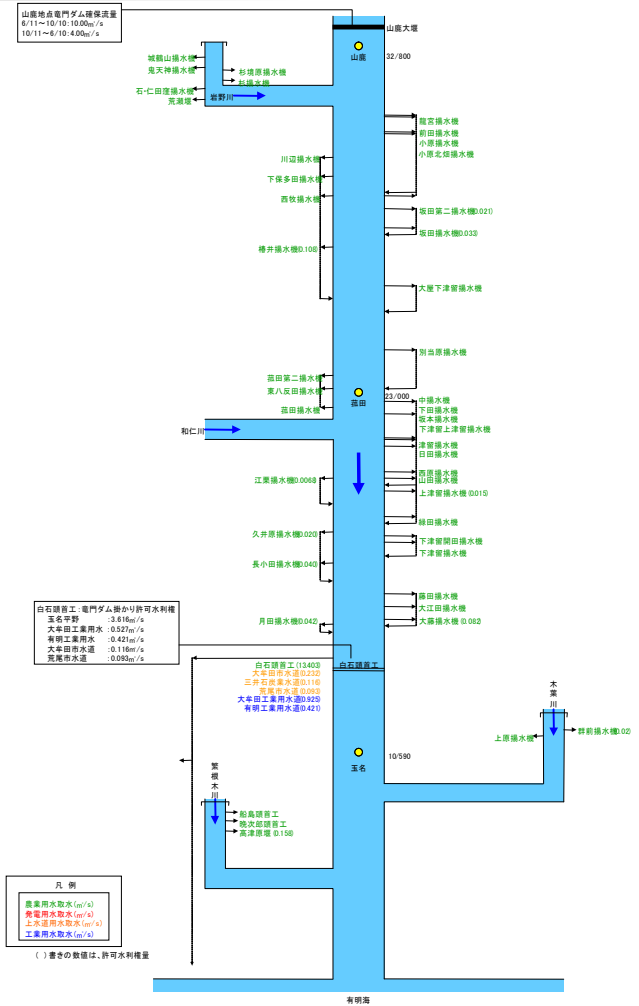
<利水>

原案P30「図2.2.3 菊池川水利用模式図(下流)」を時点修正

菊池川水系河川整備計画(原案)



菊池川水系河川整備計画(案)

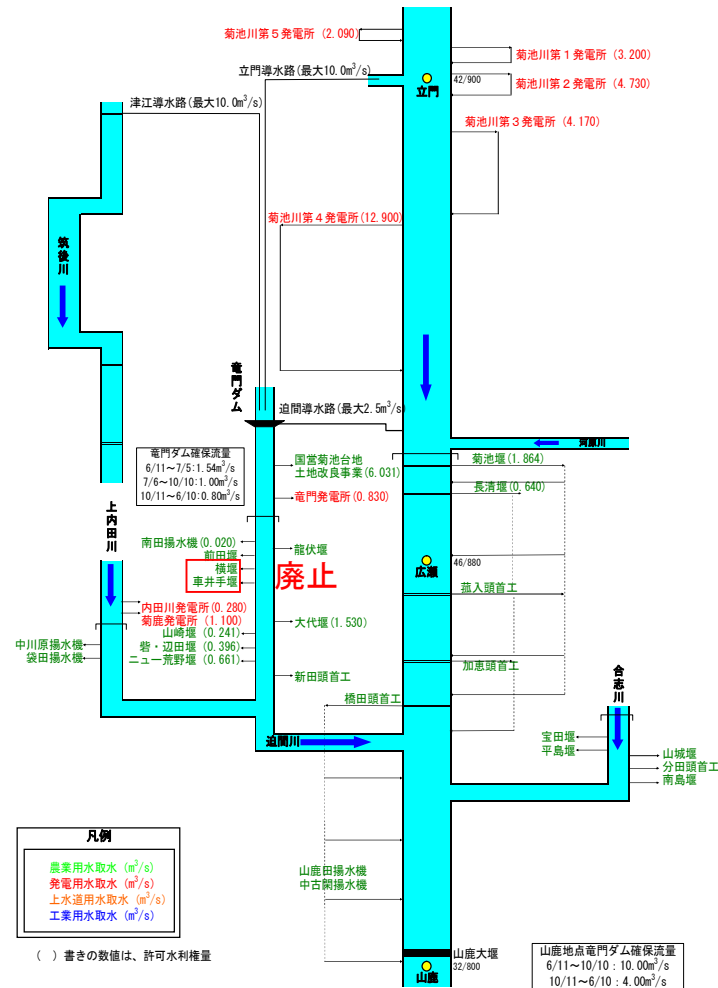


整備計画(原案)内容の時点修正

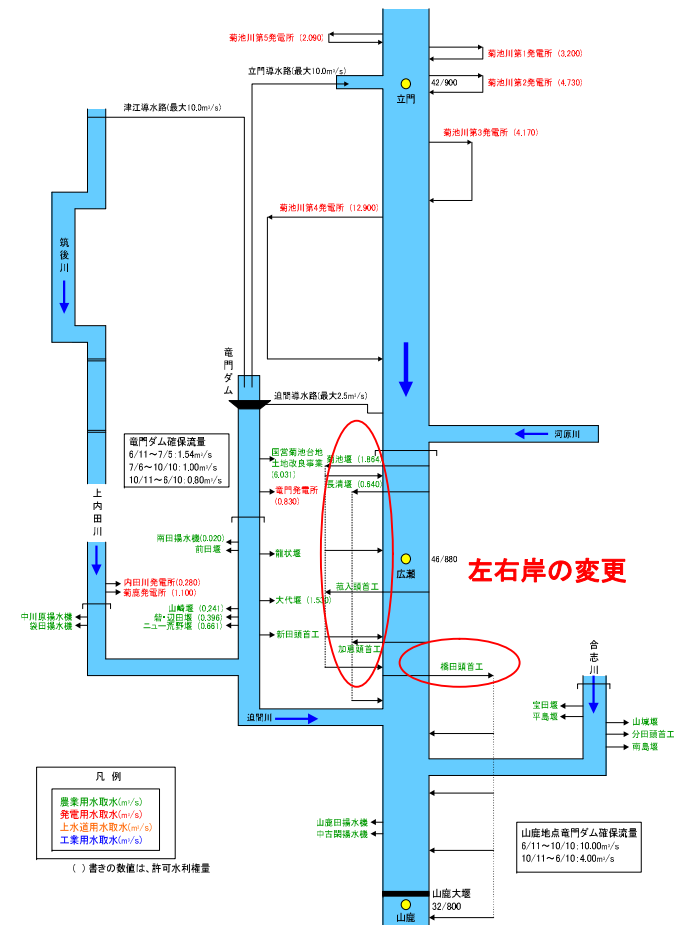
<利水>

原案P31「図2.2.4 菊池川水利用模式図(上流)」を時点修正

菊池川水系河川整備計画(原案)



菊池川水系河川整備計画(案)



【ご意見】

①規模が大きな洪水が発生した場合は、人口密集地に対しては被害を抑え、農業被害はある程度はいたし方ないというような考え方もあるのではないか。何を守るかということについての優先順位を決めておく必要がある。また、流域でどのように対応するかという仕組みを住民の方にも理解してもらう必要がある。

②ため池は県内だけでも2,300カ所ぐらいあるので、ため池に防災的な機能を持たせることもやり方によっては可能かと思う。難しい話だと思うが、今後の検討課題にしていきたい。

【取り組み方針】

今後の検討課題としたいと思います。

【ご意見】

①整備計画の目標は、確率年で30年で計画されているが、自然は想定通りにはならないから、例えば100年ぐらいの規模の洪水に対してこの30年の計画がどれだけ有効にきくか住民にも分かるように資料として出してほしい。

また、ソフト対策にからめて説明してほしい。

②遊水地帯を設けて洪水被害を軽減させるなど、昔の人々が自然とうまくつきあってきたことを、今の人たちにもきちんと伝えてほしい。

【取り組み方針】

住民には、治水事業などの取り組みについて分かりやすい説明を行っていきます。
ハード対策による整備効果と、ハザードマップや川の情報発信等のソフト対策などを
区長会等で、積極的に説明していきます。

【ご意見】

①河道内の樹林化は、土砂を堆積させることにもなり管理が必要になる。一般の人にも分かるように、樹林化による影響を洪水時の水位の上昇で示してはどうか。

【伐開施工例】



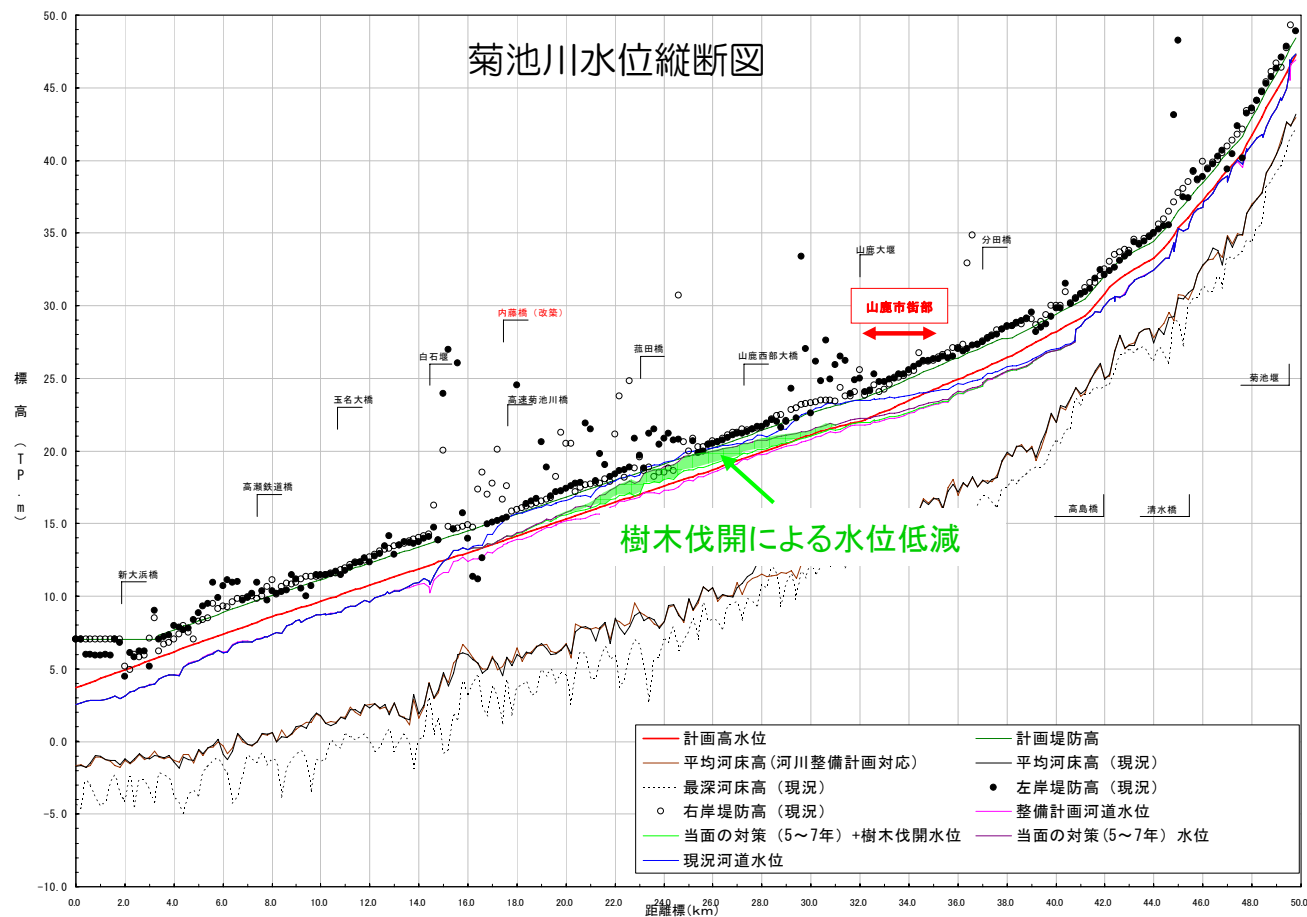
伐開前（平成23年1月）



伐開後（平成23年5月）

【取り組み方針】

河道内の樹林化や土砂堆積により、洪水の疎通能力が低下することを、区長会等を利用して住民の方々に分かりやすく説明していきたいと思います。



【ご意見】

①自然再生事業において置砂が流されないような工夫をしていけば良いが、流されることで干潟が上昇し、干拓農地の樋門が開かなくなる場合があるので留意してほしい。

【取り組み方針】

- ・自然再生事業は、昭和40年代から50年代にかけて砂利採取等により低下した河床を再生し、砂浜を復元することを目的としています。
- ・置砂を行うことによる潮位変動は無いことから、ガタ土堆積高の変化は少ないと考えています。
- ・今後置砂を進めるにあたっては、定期的にモニタリングをしていきます。

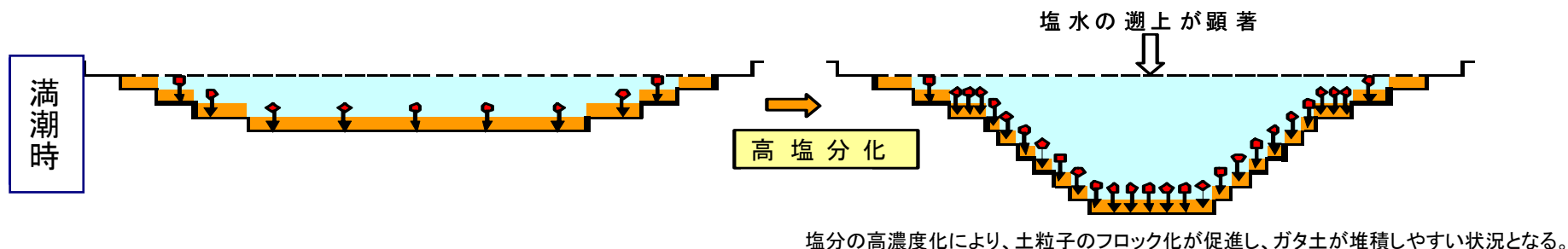
《参考》－ガタ土堆積メカニズム(仮説)－

○ガタ土は海域から上げ潮に乗って河道に遡上し、満潮時に沈降し下げ潮時に再浮上しないものが堆積するものと考えられている。

○河床が低下すると、上げ潮時に塩分が高濃度化し、流入するガタ土が増えて堆積しやすい状況となる。

【河床低下前】

【現状】



河床が上昇しても潮位は変わらないため、置砂を継続しても現状より高い位置へのガタ土堆積は考え難い

【ご意見】

- ①ソフト対策では、ハザードマップの存在や内容など作成に携わった人だけではなく、広く地域住民の方々に伝わるようにしてほしい。
- ②ソフト対策では、川から離れたところに住んでいる人達にも、洪水の情報が伝わるようにしてほしい。

【取り組み方針】

ソフト対策の重要性を痛感している。いろんな手段を用いながら、関係機関と連携しソフト対策に取り組んでいく。

ハザードマップの周知

マイハザードマップ作成支援

市町が作成しているハザードマップの周知に加え、詳細な地区毎のハザードマップの作成支援を行っている。



住民への説明

市町で開催される区長全員を対象とした会議や、各種イベントにおいて防災、減災に関する説明を実施している。



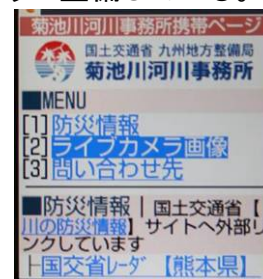
↑ 和水町での説明状況



← 地元イベントに参加し、防災（気象）情報の見方を説明しているところ

雨量、水位、画像の公表

雨量、水位、河川の画像を、ホームページ、携帯電話において見られるように整備している。



↑ ホームページ（パソコン）
← ホームページ（携帯電話）

アラームメールの整備

雨量や水位観測所においてある観測値となった時に、携帯電話へメールにてお知らせするシステムを整備している。好みの設定が可能。

洪水予報の発表

熊本地方気象台において降雨予測、国交省において水位予測を行い、今後の降雨と河川水位状況を「洪水予報」として発表している。NHK等マスコミにも情報伝達を行っている。

【ご意見】

- ①河川の容量は確保し、モニタリング等を行いながら河道内の堆積があれば掘削し、樹木が繁茂した場合は伐採するなど維持管理を適切に行うこと。
- ②河川の土砂管理は重要であり、適切に行う必要がある。
- ③本来、川に無い木（植林されたもの）は切っても良いのではないか。

【取り組み方針】

○現状の課題として、河道内への土砂堆積や河岸侵食、樹木の繁茂により、洪水時の河川水位上昇や、河川管理施設等に悪影響を及ぼす恐れがあると理解しています。

- ・河道内に堆積した土砂は、定期的な河川巡視や縦横断測量等により堆積状況を把握し、必要に応じて除去します。
- ・河岸の侵食は、定期的な河川巡視等により河床変動状況を把握し、必要に応じて対策を実施します。
- ・河道内で洪水の流下を妨げている樹木等については、計画的に伐開し、適切に維持管理を実施していきます。



河道内に堆積した土砂（合志川）



樹木の繁茂状況
（菊池川37k付近）



樹木伐開後の様子
（菊池川37k付近）

【ご意見】

- ①河川周辺の里山的な樹林（広葉樹）と菊池川の山林（針葉樹の植樹）は異なり、河川周辺と山地の生物多様性は違うので、樹木伐開では里山的な部分はできるだけ保全してほしい。
- ②治水上、掘削や樹木伐開が必要なところは仕方がないが、河畔林は虫も鳥も住めるので、樹木伐開にあたっては出来る限り配慮してもらいたい。
- ③治水上、伐開が必要なものを除いて、川より高い位置（計画高水位以上）にある樹木には、重要種が営巣している場合がある。そういった生物に配慮して欲しい。

【取り組み方針】

樹木伐開の実施にあたっては、鳥が営巣している河畔林や山付林など自然環境に配慮しながら、可能な範囲で保全していきます。

また、樹木伐開は段階的に実施することにより生物の生息環境を急激に改変させないように配慮します。

【ご意見】

①緩勾配の掘削を行うことで、除々に浸水し、水が引いていく。このことは生物にとって重要なことで、生息環境を広げる可能性がある。生物の生息状況を見てほしい。

②緩勾配の掘削を行うことで、土砂が動きやすい環境をつくり出すという視点からも重要である。土砂の動きは水のように早くなく、底質の面では、劣化現象が起きている可能性が高く、特に下流域は海の影響（ガタ土）もあるが、土砂が劣化しており底質の変化も良く見ておいてほしい。

【取り組み方針】

河川水辺の国勢調査、河川の定期縦横断測量、航空レーザ測量などを用いて定期的にモニタリングを実施していきます。また、モニタリング結果を踏まえて河川整備に活かしていきます。また、菊池川河川事務所では、河道内の掘削について九州地方整備局に設置されている九州河道管理研究会の重要な議題として、学識経験者、国土技術政策総合研究所の方々にも議論して頂いています。今後も技術の向上を図りながら取り組んでいきます。

【ご意見】

①河道掘削を緩勾配とすることで水分条件が連続的に変化するので多様性は高まるだろう。しかし、湿り方の変化が急であるほうが生物にとってよい場合もある。斜めに掘削することで、そのような生物の生息環境全体がなくなってしまう場合もあるので、全体的なバランスを考えながら、めり張りのある掘削を行ってほしい。

②低水路というのは安定的に平水時に水が流れ、河道の安定性にとっても非常にプラスに働くとされてるが、もともと低水路、高水敷の枠組みは自然には無い。河道掘削では、その低水路と高水敷を一気に変えるということは難しいので、試行錯誤的に、どのような整備が良いのかを考えてほしい。

③今までの河川整備は低水部と高水部で分けすぎている。自然に水域ができるようなことをしてもらいたい。

【取り組み方針】

これまでは、画一的な整備を行ってきたが、今後は現場を見ながら、菊池川（箇所毎）に適した掘削の方法を考えていきたいと思います。（参考資料①）

【ご意見】

①高水敷などの平らな部分は、自然の川が自らつくる部分もあり、自然に見習うことがあって良い。平らな部分もその場に応じて生物の多様性に役に立っている場合があるので、掘削する場合は場所に応じて実施してほしい。

②掘削によって水がたまるのは、ビオトープの空間としてもよいと思う。

【取り組み方針】

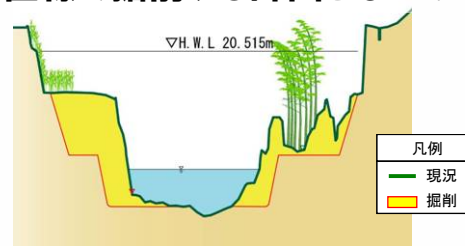
現場の状況を考慮して、菊池川に適した掘削方法を考える中で、平らな部分を保全するなど取り組んでいきます。（参考資料①）

【配慮事項】

- ・現状の河床に配慮しつつ、極力地形を改変しない掘削形状とし、現況の河床を維持する。
- ・緩勾配の掘削形状とし、起伏をつけることで植物の多様性を促す。

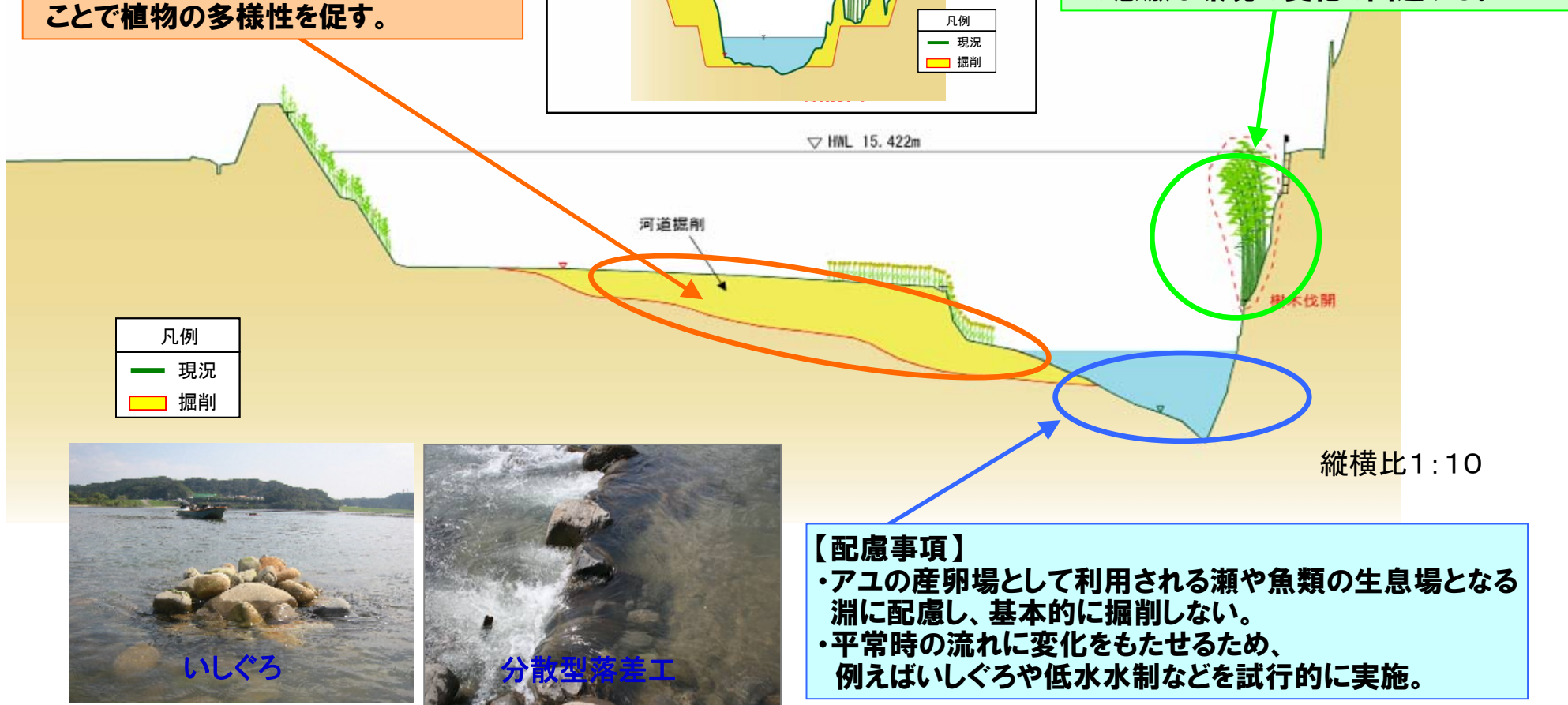
■従来の計画断面(定規断面)

- ・掘削断面は高水敷～河床まで、画一的に直線で掘削する計画となっていた。



【配慮事項】

- ・淵との連続性が見られる河畔林・山付き林は極力伐採せずに保全する。
- ・段階的に伐開していくことで、生物の生息状況を勘案しながら、消失する区間の急激な環境の変化を回避する。



【配慮事項】

- ・アユの産卵場として利用される瀬や魚類の生息場となる淵に配慮し、基本的に掘削しない。
- ・平常時の流れに変化をもたせるため、例えばいしぐろや低水水制などを試行的に実施。

【ご意見】

①環境や歴史に配慮した場合、治水事業に支障がくると地域の生命・財産を守ることが出来ないこととなる。どちらを優先するか考慮する必要があるのではないかな。

【取り組み方針】

地域の生命、財産を守ることが一番優先と考えています。なお河川内に文化財がある場合は、事前に関係機関との協議を重ね治水事業の進捗に支障を来さないように事業を進めていきます。また、環境面でも瀬・淵等を調査し、できるだけ河床をさわらないように配慮し、どうしても掘削が必要なところでも瀬や淵を残し現在の河床を大幅に改変しないように配慮しながら河川整備を進めていきます。

【ご意見】

①国土交通省では、河川水辺の国勢調査などの貴重な調査を実施している。そのような資料は、広く活用してほしい。

【取り組み方針】

- ・定期的に実施している河川水辺の国勢調査については、経年的な変化を確認する貴重な資料であり、河川整備を行う上で生物への配慮など今後も広く活用していきます。
- ・なお、調査結果についてはインターネットで公表しており、一般の方の利用も可能となっています。
- ・また、調査で作製した生物の標本等については、子供達の環境学習の教材として活用しています。

【ご意見】

- ①川の流れは直線的に流すのではなくて、洪水時に魚などの逃げ場（シェルター）のようなところを積極的に造ってほしい。
- ②古くから自然の力で川がつくられてきたことになって、川づくりをすべきと思うが、迫間川の袈裟尾橋上流に立派な淵などの良好な環境が残っている箇所は保全してほしい。
- ③川には水を浄化する作用があるので、本来なら自然のままがよいが、河川生態系に配慮して河川整備を行ってほしい。

【取り組み方針】

事業をするにあたっては、極力、瀬や淵を残し、掘削が必要なところでも現在の河床を大幅に改変しないように、河川生態系に配慮して河川整備を実施していきます。（参考資料②）

【配慮事項】

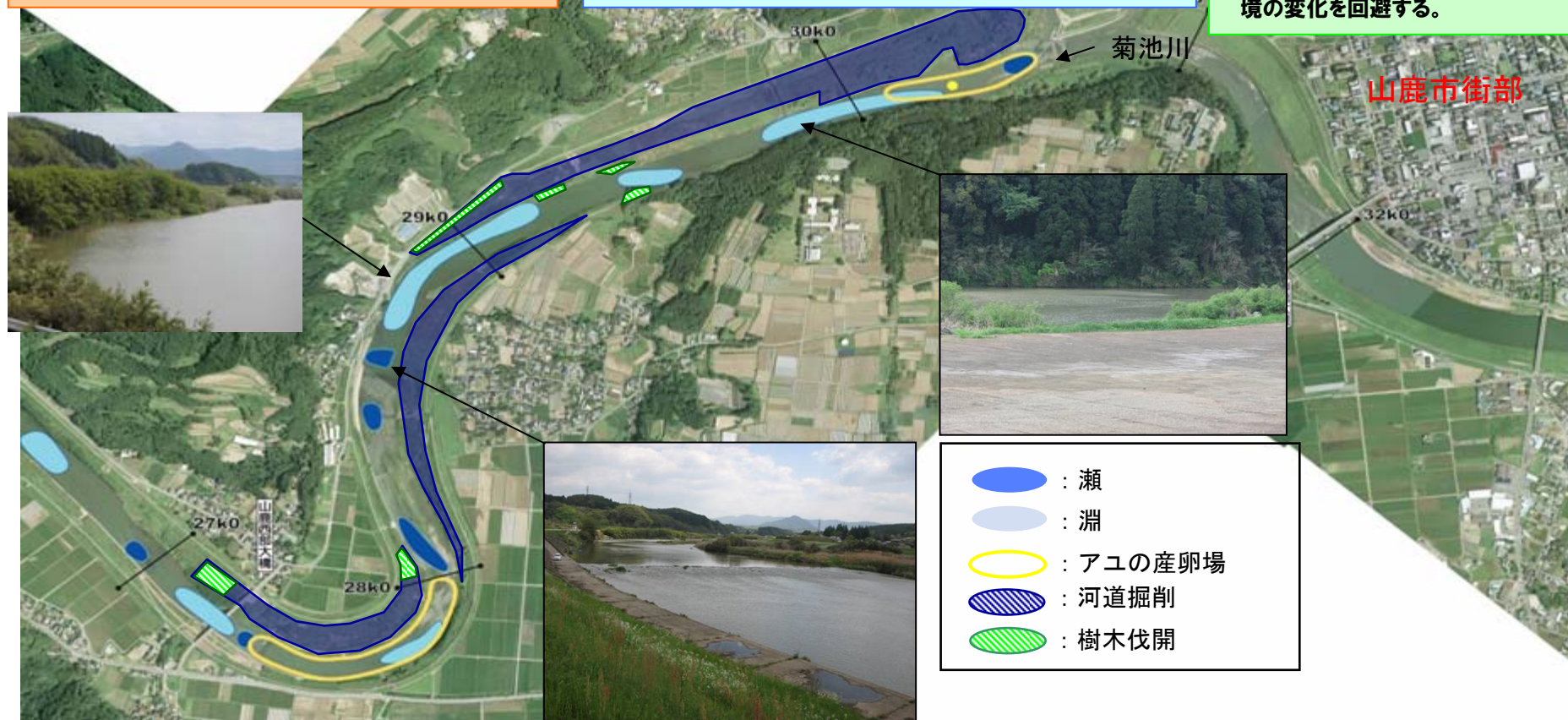
- ・現状の河床に配慮しつつ、極力地形を改変しない掘削形状とし、現況の河床を維持する。
- ・緩勾配の掘削形状とし、起伏をつけることで植物の多様性を促す。

【配慮事項】

- ・アユの産卵場として利用される瀬や魚類の生息場となる淵に配慮し、基本的に掘削しない。
- ・平常時の流れに変化をもたせるため、いしぐろや低水水制などを試行的に実施。

【配慮事項】

- ・淵との連続性が見られる河畔林・山付き林は極力伐採せずに保全する。
- ・段階的に伐開していくことで、生物の生息状況を勘案しながら、消失する区間の急激な環境の変化を回避する。



【ご意見】

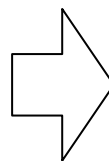
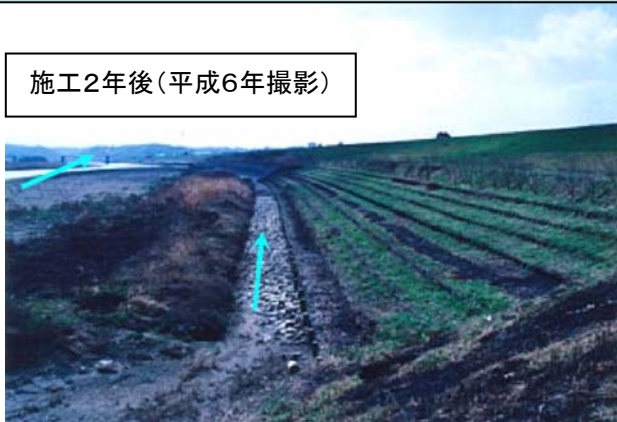
①最近の河川改修では、多自然の要素が少なくなっている。水際が単調にならないように、大きな入り江などをつくるなど、水際が変化に富んでいたほうが良い。

【取り組み方針】

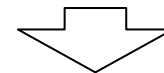
菊池川では多自然川づくりを基本に、瀬や淵など現地状況に配慮した整備を実施しています。今後も更に技術の研鑽を進めていきます。

平成4年度多自然川づくり事例：菊池川両迫間地区（右岸11/400付近）

施工2年後（平成6年撮影）



施工11年後（平成15年撮影）



《整備内容》：低水護岸工（フトン箆工）〈災害復旧〉
《多自然川づくり内容》：植栽、水際部の枠工・捨石

〔現在の状況〕

- ・水際部にヨシや植栽したヤナギが繁茂し、水際から連続したエコトーンが形成されている。
- ・満潮時に冠水する水路部は、ベンケイガニの生息場となっている。

施工18年後（平成22年撮影）



【ご意見】

①河川整備では歴史的遺構などに極力配慮してもらいたい。

【取り組み方針】

- ・歴史的遺構については、文化財保護法の手続きに基づき保護・保全していきます。
- ・菊池川では、主に俵ころがし、ハゼ並木（ともに玉名市）など歴史的景観があり、景観に配慮した川づくりを行っています。
- ・今後玉名市大浜地区（菊池川左岸2k450～3k650）では、築堤予定箇所に石積水制群（石はね）が21箇所あり、保全に努めていきます。

既存の石積水制



大浜地区の石はね



【ご意見】

- ①河川整備を行う時は、計画段階から専門家に相談するシステムづくりを、国、県で連携して進めてもらいたい。
- ②住民の方からは社会的合理性を求め、専門家は工学的合理性を求めている。長期の視点でバランスがとれているか検証できないので、試行錯誤しながら協議して調和をとることになる。専門外の人が発言することも重要である。

【取り組み方針】

- ①今後とも河川整備を進めるにあたり、必要に応じて専門の学識者・有識者からご意見を伺います。
また、個別事業についても、専門の学識者・有識者のご意見を伺いながら進めていきます。
- ②住民参加による地域と連携した川づくりを進めていきます。



地域住民との川づくり意見交換会

住民説明会編

住民説明会の開催経緯及び、意見聴取方法

○住民説明会（6回実施）

玉名会場（玉名市民会館）	…平成23年3月24日実施
和水会場（和水町中央公民館）	…平成23年3月23日実施
山鹿会場（山鹿市中央公民館）	…平成23年3月25日実施
菊池会場（菊池市役所本庁）	…平成23年3月24日実施
植木会場（植木公民館吉松分館）	…平成23年3月17日実施
（植木公民館田底分館）	…平成23年3月22日実施

○意見箱、ハガキ等による意見聴取

募集期間：平成23年3月14日～平成23年4月14日（1ヶ月間）

閲覧場所：玉名市役所、和水町役場、山鹿市役所、
菊池市役所、熊本市役所植木総合支所、国土交通省

・住民アンケート：回収数＝27通

菊池川について、流域の皆さんの
意見を聞かせてください！！

菊池川河川事務所では、「菊池川のやすらぎと清流を未来へ」を川づくりのスローガンとして、菊池川の整備を行っていきます。菊池川の整備を進めるにあたって、皆さんのご意見を聞かせてください。

皆さんのご意見をより多くいただくため、菊池川流域の6つの会場（和水町、山鹿市、菊池市、玉名市、熊本市植木町）で住民説明会を開催します。多くの方のご来場を、お待ちしております。

菊池川の整備に関する住民説明会のご案内

会 場	場 所	日 時
玉名会場	玉名市民会館 第一会議室	3月24日（木） 19時
和水会場	和水町中央公民館 大会議室	3月23日（水） 19時
山鹿会場	山鹿市中央公民館 2F視聴覚室	3月25日（金） 19時
菊池会場	菊池市役所本庁 3F大会議室	3月24日（木） 19時
植木会場	植木公民館吉松分館 植木公民館田底分館	3月17日（木） 19時半 3月22日（火） 19時半



お問い合わせは…
国土交通省 菊池川河川事務所
調査・品質確保課
〒861-0501 熊本県山鹿市山鹿178
電話 0968-44-2171（代表）
FAX 0968-44-8061



玉名市



和水町



山鹿市



菊池市

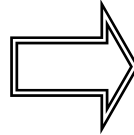


熊本市植木町

意見の集約方法(住民)

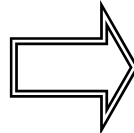
住民からのご意見

河川整備計画(原案)を修正する意見



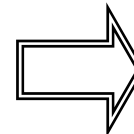
住民説明会等における意見については、大半が地域の要望意見等でした。また、整備計画に対する意見についても、既に整備計画(原案)に反映されている意見でした。このため、整備計画(原案)の修正はありませんでした。

河川整備計画(原案)に対する意見
(反映されている意見)



整備計画に対する意見として記録する。

地元要望等



治水

利水

環境

歴史・文化

4項目に分類

※なお、住民から頂いた意見については、市役所・役場、説明会場及びホームページ等で回答として公表する。

住民意見(整備計画全般に関する意見)

【治水】

①(洪水時は阻害となる樹木については)大変不安であるため、樹木伐開は進めてもらいたい。

【取り組み方針】

計画的に樹木伐開を実施していきます。

②竹林は伐採しても1年で生えてきて、2、3年で元通りになる。毎年切らないと意味がないのではないか。

【取り組み方針】

伐採時には伐根も実施しています。引き続き、様子を見ながら対応していきます。

③整備計画の目標規模は何故、既往2位(昭和57年7月洪水)なのか？今回の地震の例もあるように出来る限り安全度を上げるために、既往1位で対応してほしい。

【取り組み方針】

菊池川水系河川整備基本方針では既往最大(平成2年7月洪水)を目標としています。ただし、当面の目標(河川整備計画)期間は30年程度であり、当面昭和57年7月洪水を目標としています。今後も段階的に安全度を上げていくことにしています。

【環境】

④合志川の汚染が進み、浄化の努力をしているが、なかなか進まない。国で対策ができないか。

【取り組み方針】

菊池川流域の水質は近年環境基準を満足し、概ね良好な状況で推移しています。

今後、更に改善できるよう引き続き関係自治体やNPO・地域住民と協力して取り組んでいきます。

⑤コンクリートの護岸ブロックについては、魚がとまれる(休憩できる)ような凹凸のある石垣に変えてほしい。

【取り組み方針】

今後行う事業については、多自然施工などを実施していくことを基本として整備を進めていきます。

住民意見(整備計画全般に関する意見)

【環境】

⑥防災と生活用水と景観と観光資源が共存することを普段から望んでいる。菊池川では近寄りやすいところ、近寄りにくい箇所がある。1人でも多くの人々が菊池川に来てもらって、何とか地域の観光資源につながるような流域になってほしい。

【取り組み方針】

今後も防災、河川利用、環境の折合いを図りつつ、地域の方々の意見も取り入れて事業を行っていきます。

⑦子供にとって川は危険なところとされている。川に親しむために、試行的にアドバイザーを導入してはどうか。住民の理解も深まる。

【取り組み方針】

子供達に川を安全に使ってもらうために、インストラクターなどにより、川の使い方や遊び方を教える取り組みを行っており、今後も継続していきます。この取り組みは地域の誰でも参加できる取り組みですので、是非、流域全体で取り組みたいと思いますので積極的に参加して下さい。また、小学校高学年を対象に流域体験学習や川の水質調査など子供達と活動する場を提供し、川の大切さを感じてもらっています。この取り組みも継続して実施していきます。

⑧河川の改修工事等により従来生存していた魚などの生物の住み場が失われていると言われています。環境に優しい、自然に優しい改修工事をお願いしたい。

【取り組み方針】

菊池川では多自然川づくりを基本に、瀬や淵など現地状況に配慮した整備を実施しています。

【歴史・文化】

⑨原案パンフレットには環境、歴史・文化についても、大きく記載してあるが、予算的にできないことも感じられる。

【取り組み方針】

治水事業は地域の生命・財産を守るために必要な事業であり、治水対策を進めるにあたり、環境、歴史・文化についても配慮しながら進めることを基本としています。